

# 高額医療費資金貸付規程

## (目的)

第1条 この規程は、健康保険法（以下「法」という。）第115条の規定による高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給を受けることが見込まれる者に対し高額療養費の支給を受けるまでの間、療養に要する費用を貸し付けることにより、被保険者（被保険者であった者を含む。以下同じ。）及びその被扶養者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

## (貸付対象者)

第2条 資金の貸付けを受けることができる者は、古河電工健康保険組合の被保険者であって高額療養費の支給を受ける見込みがあり、かつ、その高額療養費の支給の対象となる月分に係る療養に要する費用について医療機関等から請求を受けた者又はその費用を支払った者とする。ただし他の法令により、当該医療に要する費用について公費負担がある場合を除く。

## (貸付額)

第3条 資金の貸付額は、高額療養費支給見込額の100分の80とする。ただし、算出した額に1,000未満の端数があるときは、その端数は貸し付けない。

## (貸付利息)

第4条 貸付金には、利息を付さない。

## (貸付申込)

第5条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、高額療養費資金貸付申込書に次の書類を添付し、古河電工健康保険組合に提出しなければならない。

- (1) 医療機関等から医療に要する費用の内訳のある請求書又は領収証
- (2) 申込者が市町村民税を課されない者又は生活保護法の要保護者であるときはその旨が明らかになる書類

## (資金貸付の決定等)

第6条 理事長は、申請書を受理したときは、すみやかに審査し、貸付けの可否及び貸付額を決定しなければならない。

2 理事長は、貸付けの可否及び貸付額を決定したときは、高額療養費資金貸付通知書により申込者に通知するものとする。

3 申込者は、高額療養費資金貸付通知書を受領したときは、当該貸付けに係る借用証を理事長に対し提出するものとする。

(貸付の方法)

第7条 貸付金の貸付方法は、組合窓口での現金払い又は金融機関（銀行又は郵便局）へ振込みとする。

(貸付期間等)

第8条 資金の貸付期間は、当該貸付金に係る高額療養費が支給される日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、高額療養費の額が貸付金の額に満たないときは、その差額分については、理事長の指定する日までとする。

(即時償還)

第9条 理事長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が偽りの申込み、又は不正の手段により貸付けを受けたときは、前条第1項の規定にかかわらず、直ちに償還させるものとする。

(高額療養費が不支給となった場合の取扱い)

第10条 理事長は、当該貸付金に係る高額療養費が不支給となったことを知ったときは、期日を指定して償還させるものとする。

(領収証等の交付)

第11条 理事長は、貸付金の金額が償還されたときは、借受人に対し、当該貸付金に係る領収証を交付するとともに、借用証を返還するものとする。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行し、昭和60年4月診療分から適用する。